

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月28日
【会社名】	株式会社免疫生物研究所
【英訳名】	Immuno-Biological Laboratories Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 清藤 勉
【本店の所在の場所】	群馬県藤岡市中字東田1091番地1
【電話番号】	0274-22-2889（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 中川 正人
【最寄りの連絡場所】	群馬県藤岡市中字東田1091番地1
【電話番号】	0274-22-2889（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役財務経理部長 中川 正人
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 （行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 14,700,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額の合計額を合算した金額 1,381,800,000円
	（注）行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約 権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額の合計額を合算した金額は 増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使 期間内に行使が行われない場合及び当社が取得し た新株予約権を消却した場合には、新株予約権の 払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資 される財産の価額の合計額を合算した金額は減少 します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月28日に有価証券報告書（第31期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）、臨時報告書及び臨時報告書の訂正報告書を提出したことに伴い、平成25年6月14日に提出いたしました有価証券届出書の記載事項の一部及び添付書類に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。ただし、「第三部 追完情報 2 臨時報告書の提出」に記載の平成25年6月28日提出の臨時報告書及び臨時報告書の訂正報告書につきましては、訂正後の内容に全て差替えのため下線を省略しております。

第三部【追完情報】

（訂正前）

1 事業等のリスク等について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第30期、提出日平成24年6月29日）及び四半期報告書（第31期第3四半期、提出日平成25年2月13日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、それぞれの提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年6月14日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年6月14日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第30期）提出日（平成24年6月29日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年6月14日）までの間において、以下の臨時報告書（訂正報告書を含みません。）を関東財務局長に提出しております。

（平成24年7月2日提出の臨時報告書）

<中略>

（平成25年5月13日提出の臨時報告書）

<中略>

（平成25年5月29日提出の臨時報告書の訂正報告書）

<後略>

3 最近の業績の概要

<後略>

（訂正後）

1 事業等のリスク等について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第31期、提出日平成25年6月28日）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年6月28日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年6月28日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第31期）提出日（平成25年6月28日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年6月28日）までの間において、以下の臨時報告書（訂正報告書を含みます。）を関東財務局長に提出しております。

（平成25年6月28日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成25年6月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24

条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年6月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額30,819,300円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月28日

第2号議案 取締役7名選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果	
					賛成割合	可否
第1号議案	31,087	120	0	(注)1	99.59	可決
第2号議案				(注)2		
清藤 勉	31,083	125	0		99.58	可決
木下憲明	31,083	125	0		99.58	可決
前田雅弘	31,083	125	0		99.58	可決
中川正人	31,083	125	0		99.58	可決
小野寺昭子	31,086	122	0		99.59	可決
宗像発秋	31,068	140	0		99.53	可決
福永健司	30,908	300	0		99.02	可決

(注)1．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3．賛成割合は出席した株主の議決権の数（事前行使分及び当日出席分）に対する割合による。なお、比率の算定にあたっては、意思表示を無効とした事前行使分についても出席株主の議決権数に算入している。

（平成25年6月28日提出の臨時報告書の訂正報告書）

1 提出理由

平成25年5月29日に提出いたしました臨時報告書の訂正報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正内容

訂正箇所は__線で示しております。

3．本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

(2) 株式交換に係る割当ての内容

(訂正前)

SLB社の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.44株を割当て交付します。当社は、本株式交換に際して、普通株式4,314株を発行し、株式交換の効力が生じる時点の直前時のSLB社の株主名簿に記載された株主に対して割当交付します。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。ただし、当社が保有するSLB社の株式については、本株式交換による株式の割当は行いません。

(訂正後)

SLB社の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.44株を割当て交付します。当社は、本株式交換に際して、普通株式4,319株を発行し、株式交換の効力が生じる時点の直前時のSLB社の株主名簿に記載された株主に対して割当交付します。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。ただし、当社が保有するSLB社の株式については、本株式交換による株式の割当は行いません。

「覚書」

(訂正前)

記載なし。

(訂正後)

覚 書

株式会社免疫生物研究所(以下「甲」という)と株式会社スカイライト・バイオテック(以下「乙」という)は、株式交換により完全親子会社関係を創設するため、平成25年5月13日付で締結した「株式交換契約書」(以下、「原契約」という)に関して、平成25年5月29日に一部変更の覚書を提携した内容を以下の通り変更することに合意する。

第1条 原契約 第3条を次のように変更することとする。(変更箇所、下線)

(変更前)

第3条 (株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、新たに普通株式4,314株を発行する。
2. 甲は、前項により発行した甲の普通株式を、乙の株主(但し、甲を除く。)に対して、その所有する乙の株式1株につき甲の普通株式0.44株の割合をもって割当交付する。
3. 前項で割当交付を受ける乙の株主は、株式交換の効力が生じる時点の直前時(以下「基準時」という)の乙の株主名簿に記載されたもの(但し、甲を除く。)とする。

(変更後)

第3条 (株式交換に際して交付する株式及びその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、新たに普通株式4,319株を発行する。
2. 甲は、前項により発行した甲の普通株式を、乙の株主(但し、甲を除く。)に対して、その所有する乙の株式1株につき甲の普通株式0.44株の割合をもって割当交付する。
3. 前項で割当交付を受ける乙の株主は、株式交換の効力が生じる時点の直前時(以下「基準時」という)の乙の株主名簿に記載されたもの(但し、甲を除く。)とする。

上記、覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成25年6月28日

甲 群馬県藤岡市中字東田1091番地1

株式会社免疫生物研究所
代表取締役社長 清 藤 勉

乙 秋田県秋田市飯島字砂田100-4
株式会社スカイライト・バイオテック
代表取締役社長 中 嶋 拓 史

「3 最近の業績の概要」の全文削除

第四部【組込情報】

（訂正前）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第30期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第31期第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

（訂正後）

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第31期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月28日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 6月27日

株式会社 免疫生物研究所

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中	島	茂	喜
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桂	川	修	一
--------------------	-------	---	---	---	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社免疫生物研究所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社免疫生物研究所の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年5月13日開催の取締役会において、株式会社スカイライト・バイオテックの株式を取得し、その後、会社を完全親会社、同社を完全子会社とする簡易株式交換を行うことを決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約をそれぞれ締結した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年6月14日開催の取締役会において、第1回新株予約権（第三者割当て）を発行すること、及び金融商品取引法による届出の効力発生後に、コミットメント条項付き第三者割当て契約を締結することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社免疫生物研究所の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社免疫生物研究所が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

内部統制報告書の付記事項に記載されているとおり、会社は、平成25年5月13日開催の取締役会において、株式会社スカイライト・バイオテックの株式を取得し、その後、会社を完全親会社、同社を完全子会社とする簡易株式交換を行うことを決議し、同日付で株式譲渡契約及び株式交換契約をそれぞれ締結した。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。